

令和6年

第4回市議会定例会 意見書案第3号

高等教育無償化の拡充を求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年12月9日提出

函館市議会議長 吉田 崇仁 様

提出者	函館市議会議員	富山悦子
同	同	市戸ゆたか
同	同	紺谷克孝

高等教育無償化の拡充を求める意見書

大学の初年度納入金（2023年度）は国立大学で82万円、私立大学では平均148万円にもなり、学生生活は限界、保護者負担も重く、なかには学業をあきらめざるを得ない人も生まれています。

学生の約8割がアルバイトに迫られ、3人に1人が貸与奨学金を借り、平均で300万円の「借金」をかかえて社会に出る状況で、若い世代の抱える奨学金返済額は10兆円にもものぼります。「日常生活の中で悩んでいることや気にかかっていることは、『生活費やお金のこと』が47%で最多」（全国大学生生活協同組合連合会「第59回学生生活実態調査」）と深刻な実態が報告されています。若い世代にとって奨学金返済の経済的負担は大変に重く、結婚や育児といった生活設計に悪影響を与えています。

学費無償化は国際的な流れです。ヨーロッパでは、教育無償化に踏み出し、維持している国が少なくありません。日本も批准している国際人権規約は、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」としています。

その一方、日本の高等教育への公的支出（GDP比）は、OECD加盟国平均の半分程度と最低レベルを続けています。このことが学費の高騰や奨学金貸与額の増加につながっています。学費を値下げして無償化へ進むことは世界標準の教育政策であり、日本政府の国民と国際社会への公約でもあります。

函館市では、公立はこだて未来大学の居住地特例制度による授業料減免制度や企業との連携で奨学金返還支援制度を創設し若い世代の負担を軽減する施策を展開しています。

よって、政府並びに国会は、希望する全ての人が高齢教育を受けられるようさらなる負担軽減策を検討し高等教育無償化の拡充を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年12月 日

函館市議会議長 吉田 崇仁